

「行政」の論点整理

1 「行政(執行機関)」の責務(役割)について

(行政の責務)

行政は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して行政を執行することを基本とします。

2 行政は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を、誠実に管理し、公正かつ公平に執行しなければなりません。

3 行政は、広く町民の意思を反映した行政運営を行うため、情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。

4 行政は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行し、町民の満足度を高める行政運営に努めなければなりません。

*とりあえず仮置き

論点1 「行政(執行機関)」の責務(役割)を規定するか

	回答数
1 規定する	14
2 規定しない	0

【概要】

○全回答が、「規定する」と回答しています。

○「規定する」とした理由・考え方の内容は、

- ・責務・役割を規定した方が町民には理解しやすい
- ・「町民」及び「議員(議会)」の章でも責務(役割)を規定してきたため、関係性を考慮し、統一した方が良いなどがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①ただし、第8章の条文のならばは町長を先頭にもってくるのがよいと思います。以下に理由。

1. 他市町村の傾向による。前回の資料9(行政)では、①市長・町長を最上位に配置した道市町村は41、②「町」が最上位の市町村8、③「行政」が最上位の市町村7(…美幌町はここ)、④「執行機関」が最上位の市町村6
 2. 町民が直接選んだ長の代表だから。第7章議会との釣り合いもとれる。
 3. なお、第8章のタイトルはなじみのある行政が望ましい。(法律では執行機関だが)
- ②各委員会は町民参加により成り立っている。町民に責務・役割を説明(広報)することで理解しやすいので規定したほうが良い
- ③「行政」の章を条例に盛り込むのであれば、当然必要と判断されるから。
- ④規定しない理由が見当たらない

- ⑤これまで、町民(住民)及び議員(議会)の責務(役割)を規定することとしてきました。この章で行政(執行機関)の責務(役割)を規定することで、三者それぞれの位置付けが明確になるため。
- ⑥本条例は町民、議会、行政の三本柱が基本であることから、行政の役割についても設けるべき。言葉としては、町民の仮置き案と同じ表現の「役割」。
- ⑦町民と議会の関係性を考えると、行政の責務として規定する方が良いと思います。
- ⑧町民・議会・行政の三者がそれぞれが役割と責務を担うことで住民自治が成立するため。
- ⑨これまでも、町民・議会の役割を設けてきましたので当然設けるべきと思います。
- ⑩主体となる町民との関わりを規定し明記すべきだと思います。
- ⑪町民・議会・行政それぞれについて規定することが望ましいと思います。
- ⑫町民・議会と役割で規定しているため、統一した方が良い。

論点1-2 「行政(執行機関)」の責務(役割)をどこまで規定するか

選択肢	回答数	選択肢	回答数
・町民等の福祉の増進を図る	6	・公益活動が活発に行われる環境づくり	1
・最小の経費で最大の効果を挙げる	3	・地域の実情に即した政策を総合的・効果的・効率的に推進する	5
・町民等の満足度を高める町政運営に努める	9	・行政手続きに関し公正の確保と透明性の向上を図る	4
・参加を推進する	3	・市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図る	1
・企画、実施、評価の各課程において町民が参画できるようにする	3	・組織機構、職員の資質向上	3
・参加しやすい環境整備	5	・自主的・自発的な活動を尊重し協働する	2
・情報公開・提供	9	・まちづくりを推進するため必要な施策を講じる	3
・説明する責任	5	・地域の主体的なまちづくり活動を支援	2
・評価を受ける仕組み	0		

【理由・考え方】

①法律による権限・責務と、自治における町民との関係に分け、原則に絞って飾らずに簡潔に書く。その他の細かいことは第 9 章(詳細は不明だが・・)に具体アクションとともに検証可能なかたちで規定するのが望ましい。

◆以下条文の例。

- (138 条-2 義務)執行機関は、条例、予算その他の仕事(議会の議決に基づく事務及び法令等の事務および事業)を、自らの判断と責任において、誠実に管理し執行しなければなりません。
 - (町民との関係)執行機関は、自治の担い手としてこの条例の目指すところを前向きに実践し、自治の進展に寄与しなければなりません。
- ②上記回答したが、町民の意思をまちづくり反映させるため、情報共有・町民参加を進めるとともに町民と協力していくことを規定する。地方自治法に記載があるので分かりやすく、簡潔に規定したほうが良いと思います。

③町民の行政への参加機会の提示。町議会議員の、教育(知識習得)の場の提供。また、シンプルな方が良いと思うので、あまり多くを盛り込まない方が望ましい。

2 「町長」の責務(役割)について

(町長の責務)

町長は、職員を適切に指揮監督し、町民の意向や政策課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。

2 町長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な自治体運営を推進しなければなりません。

3 町長は、町民との意見交換の場を設けなければなりません。

* とりあえず仮置き

論点2 「町長」の責務(役割)を規定するか

	回答数
1 規定する	13
2 規定しない	0

【概要】

○全回答が、「規定する」と回答しています。

○「規定する」とした理由・考え方の内容は、

- ・責務を規定することで、誰が町長になっても町政の大きなブレを防ぐことができる
 - ・執行権限のトップとして、町長の責務を規定する必要がある
 - ・町民に対しどのような役割と責任があるのかを再認識することができる
- などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

- ①論点1で述べた理由のとおり、第8章の条文のならばは町長を先頭にもってくるのがよいと思います。
- ②町民の信託に応えるには責務・規定する
- ③基本的な責務として規定すれば、誰が町長になったとしても、町政の舵取りが大きくぶれることを防げると思われる。
- ④これまで、町民(住民)及び議員(議会)の責務(役割)を規定することとしてきました。この章で町長の責務(役割)を規定することで、三者それぞれの位置付けが明確になるため。
- ⑤行政の長である、首長の持つ役割・権限・運営を本条例で確認すべき。
- ⑥執行権限のトップとなるので、町長の責務として規定する必要がある。
- ⑦具体的に責務を規定することで、改めて町民に対しどのような役割と責任があるのかを再認識することができる。

⑧行政・町長・職員の責務規定はセットだと思います。

論点2-2 「町長」の責務(役割)をどこまで規定するか(複数回答可)

選択肢	回答数	選択肢	回答数
・総合的かつ迅速な行政運営	10	・町民の信頼と満足度の向上に努める	3
・議会への議案の提出、予算の調整、税の賦課徴収等の事務を管理・執行	1	・町民の知る権利を保障	1
・誠実・公正に職務遂行に努める	4	・積極的な行政情報の提供と説明	3
・職員を適切に指揮監督する	9	・個人情報に関する情報を適切に取り扱う	0
・人材の育成、能力開発	5	・参加する権利を保障	0
・効率的な組織運営、民主的にして能率的な行政運営	7	・参加の機会・条件の整備・充実	1
・行政手続きを明確にするとともに、速やかな処理を行う	2	・町民の意見等を進んで聴く機会を設ける	2
・中長期的な視点に立った運営責任を行う	7	・協働のまちづくりのしくみ	2
・公共サービス提供に関し民間との適切な役割分担に努める	2	・自主・自立のまちづくり	1

【理由・考え方】

①法律による権限・責務と、自治における町民との関係に分け、原則に絞って飾らずに簡潔に書く。その他の細かいことは第 9 章(詳細は不明だが・・)に具体アクションとともに検証可能なかたちで規定するのが望ましい。

◆以下条文の例。

- (147 条権限)町長は、町民の信託を受けた町の代表者として法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- (148 条権限)町長は、法と条例等に基づく町の(執行機関の)事務を管理し、執行します。
- (町民との関係—政治姿勢)町長は、町民生活の総合的な政策課題について町民の意見を共有し、定期的に判りやすく方針を示してまちづくりを推し進めます。
- (町民との関係—自治の推進)町長は、この条例の実践課題について町民と共有し、定期的に判りやすく改善の方針を示して町民主体の自治を推し進めます。
- (町民との関係—人の育成)町長は、職員の自己啓発の支援や専門家としての育成、町民の担い手の育成、外部の先進的な知見のまちづくりへの導入などを推し進め、町の持続的な発展に寄与します。

②地方自治法にはさまざまな規定があります。上記の役割は当たり前のことですが、条例の書き込みには自治基本条例を遵守することは規定してほしい。

③多くを記す必要は無いと判断。

④他市町村の条例にある、①町民の意見・要望の把握②自らの考えを示す③町民との合意形成に努めるといふことがあると良いなと思います。

論点2-3 就任時の宣誓を規定するか

	回答数
1 規定する	6
2 規定しない	8

【概要】

○「規定する」とした理由・考え方の内容は、

- ・条例の重要性(最高規範であること)を認識することができる
 - ・町長の責任を町長自ら再確認し、また、町民、議会もその意思を確認できるから
 - ・条例の持続性を維持するため
- などがあります。

○「規定しない」とした理由・考え方の内容は、

- ・自治の推進において宣誓に意味はないから
 - ・条例の中で規定している事例が少ないから
- などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

- ①就任時に本条例の理念を実現することを宣誓することで、本条例の(最高規範としての)位置付けが明確になると思われるため。
- ②現行条例で町長の宣誓に関するものがないと思われるので、自治に関する基本の本条例で規定すべき。
- ③町民から信頼される行政運営を担う立場であることと、広範囲に及ぶ重責にあることを町長自らが再認識するだけでなく、町民、議会がその意思を確認することができるため。
- ④条例の持続性を重視する上で、町長による条例遵守の宣誓は必要と思います。
- ⑤宣誓する事によって本条例の重要性を認識することになると考えます。

(2)「2 規定しない」

- ①1. 町長が4年にいちど数十秒の宣誓ただけで自治が進むとは考えにくい。
2. それより、自治の担い手の町長と議長が新年度に自治の推進について、つぎのことを含めた所信表明するほうが町民にとって意味がある。
 - 課題と前年の成果、次年度の方針について具体的に述べる。
 - あらかじめ町民との対話から集約した意見がその方針に反映されている。
- ②自治基本条例の中で規定している市町村は少数で、あえて規定する必要性は低いと思います。

3 「職員の責務(役割)」について

(職員の責務)

職員は、町民が主権者であることを認識し、町民の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築しなければなりません。

2 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応するため、自ら政策形成能力の向上を図らなければなりません。

3 職員は、互いに横断的な連携を密にするとともに、積極的に町民と連携して職務を遂行しなければなりません。

* とりあえず仮置き

論点3 「職員」の責務(役割)を規定するか

	回答数
1 規定する	12
2 規定しない	1

【概要】

○「規定する」とした回答が多数です。

○「規定する」とした理由・考え方の内容は、

- ・町民に最も近く、日常的に接する仕事だから
- ・町民及び議員の責務を規定してきたので、職員の責務も規定すべき
- ・職員は行政運営を実働で担うため、役割や信念を明確にするべき
- ・職員自らが、自身の責務を再認識するため
などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

- ①町民ともっとも近く、日常的に接する仕事なので規定する必要があると思います。
- ②町民と情報共有し、町民目線で信頼関係を築くためにも規定する
- ③これまで、町民(住民)及び議員(議会)の責務(役割)を規定することとしてきました。この章で職員の責務(役割)を規定することで、三者それぞれの位置付けが明確になるため。
- ④行政運営を実働で担う職員においても、役割と信念を明確にするのがいいと思われる。
- ⑤行政・町長の責務として規定することを考えると、職員についても責務として規定した方が良いと思います。
- ⑥職員自らが自らの責務を再認識し、町民に信頼される職員になるべく必要と思われる責務を規定する。
- ⑦行政・町長・職員の責務規定はセットだと思います。
- ⑧行政、町長、そして組織の一員である職員の責務について規定すべきだと思います。

論点3-2 「職員」の責務(役割)をどこまで規定するか(複数回答可)

選択肢	回答数	選択肢	回答数
・全体の奉仕者・町民本位の立場で	7	・町民との信頼関係を深める	4
・まちづくりの基本理念にのっとり	5	・町民等との共同の視点を持ち協働する	1
・公正・誠実・能率的に	9	・積極的に町民と連携し、まちづくりに取り組む	4
・協働の視点で	1	・町民のまちづくり活動の支援、集落担当員として支援する	0
・全力を挙げて、積極的に	1	・政策の実現、法的整備、紛争の解決、法令の解釈などの能力や、地方分権時代にあたり自治体の方針を形成していく能力	1
・地域の一員	3	・自ら知識技能の向上に努める	5
・町民の信頼と満足度の向上に努める姿勢を自覚して	5	・地域の課題に対応する施策を立案し、実現する能力の向上に努める	8
・町と町民、町民相互の連携を図る	2		

【理由・考え方】

①法律による権限・責務と、自治における町民との関係に分け、原則に絞って飾らずに簡潔に書く。

◆以下条文の例

1. (公務員法 30)職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、法令を遵守し全力を挙げて職務を遂行しなければなりません。
2. (町民との関係)職員は、自らも自治の担い手として、かつ町民に接する職務をとおして、この条例の目指すところを前向きに実践し、自治の進展に寄与しなければなりません。

②どこまで規定するのか必要なのか分からない

4 その他の論点について

論点4 「行政(執行機関)」の組織・執行体制を規定するか

	回答数
1 規定する	3
2 規定しない	10

【概要】

- 「規定しない」とした回答が多数です。
- 「規定する」とした理由・考え方の内容は、
 - ・一般的な規定の他、横断的な組織体制を設置する規定を設けた方が良い
 - ・「美瑛町課設置条例」が設けられているが、組織体制のあり方は条例で示すべきなどがあります。
- 「規定しない」とした理由・考え方の内容は
 - ・町長の施策に制限をかける恐れがないか懸念
 - ・「職員の責務」など、これまでの規定で網羅できている

などがあります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①一般的な規定とともに、戦略的な課題に横断的な組織体制で対応するケースについて規定してはどうでしょうか？縦割りの仕事を抱えたまま、横断的なプロジェクトあるいはタスクフォースを（兼務）で行うことは必ずしも効率的ではありません。プロジェクトのミッションと権限と人員を執行組織として規定する考え方があります。

◆以下条文の例。

- 1.（一般的に）町の組織は、町民にわかりやすく機能的であるとともに、町の仕事を行うにあたって効率的に相互の連携がとれるよう、柔軟に編成します。
- 2.（戦略的な組織）町は、町政の戦略的な政策課題を機動的に調査、研究および立案するために、必要に応じて横断的な組織を設置します。

②規定したほうが理解しやすい

③具体的な規定は「美瑛町課設置条例」が設けられているので、本条例では組織体制のあり方を条文化するのが望ましいと思いました。下川町の条文が参考になるのではないのでしょうか。

【下川町自治基本条例】

（組織体制）

第 16 条 町は、効率的で機動的な執行体制を整備するとともに、社会経済情勢の変化や町政の課題に対応できるよう常に見直しを行います。

2 町は、町政の戦略的な政策課題を調査、研究及び検討するため、必要に応じて横断的な検討組織を設置します。

(2)「2 規定しない」

①・町長の施策に制限をかける恐れがないか懸念。

・職員の責務を規定することにより、ある程度はカバーできると思われる。

②町民・まちづくりに必要な条項はこれまでの規定等で網羅できているのではないかと考えます。

③条例の中での規定は必要ないと思います。

論点5 その他の具体的な規定を設けるか

	回答数
1 設ける	1
2 設けない	7

【概要】

○「設けない」とした回答が多数です。

○「設ける」とした理由・考え方の内容は、

・災害時における非常体制の発動、町長と執行機関の動き、町民の役割と連携、議会との役割分担および連携について規定するとあります。

【理由・考え方】

(1)「1 設ける」

①災害時における非常体制の発動、町長と執行機関の動き、町民の役割と連携、議会との役割分担および連携について規定する。(詳細は④危機管理に委任するか?)

その他

①◆町民主体の自治は、町民がピラミッドの頂点ではなく、町民を起点に〈町民～議会～町長～町民〉とループを描くように動くのが望ましいと考えます。

1. このループに、政策情報や町民意見が流れ、好循環なら自治もまちも発展する、止まればその逆です。
2. ループの循環の設計図が自治基本条例と考えられます。仮置き案の見直しの視点は、ループの循環のボトルネックの発見にあると思います。

◆現時点で予想されるボトルネックは、仮置き案の第3章町民参加にあると考えられます。

1. 現状の町民参加の事項と方法は〈町民～行政〉の直結ラインで規定。両者の情報格差のためうまく作動しない可能性があります。
2. 議会改革は議会のためでなく、〈町民～行政〉のギャップを埋めて、町民を起点とした〈町民～議会～町長～町民〉の自治のループを完成させるために必須と考えます。

◆1月31日の講演(大正大学・江藤俊昭教授)で、議会改革のステージが驚くほど進んでいる現実を知りました。

1. 前史の段階(議会活性化):一問一答方式、対面式議場、委員会の公開等の形式的なもの・・・いまの美瑛町に相当。
2. 第1ステージ:住民と歩む議会の新たな議会運営(議会基本条例)・・・町民と共有する。
3. 第2ステージ:住民の福祉向上につなげる(議会からの政策サイクル※注)・・・町民を巻き込んだ立法権限の行使。

(※注)住民の意見を起点に、議会が政策をつくり、行政の議案に反映し、町民のまちづくり委員会に返していく自治のループが政策サイクルとして実行されています(飯田市議会の例)

②新ひだか町、美幌町、八雲町を参考に考えるのも良いかと思えます。

今回の設問は当たり前のことしか書いていないかもしれないが、当たり前のことが出来ていないのが現状なのか。だからこそ書き込むことに意味があるとも考える。どこまで規定する必要があるのでしょうか？

③現行の条例の構成を美幌に当てはめると、「議会」「連携・協力」「条例の見直し」「最高規範」を新しく章を置いたとして、その他は現行のままでも章立ての流れを代えれば

④八雲町の条例で使われている文言が、全体的に良いと思えました。町長、管理職員の責務として職員の指導、人材育成を謳っている町もあり、未来に向けての人づくりは重要ではないかと思えます。(恵庭市、黒松内町)

⑤コロナの影響で令和3年度第1回会議資料 No.1 のスケジュール案からは大分ずれが生じているかと思えます。今後の見直しも含めて、全体でスケジュールを共有しておく必要があるのではないかと思います。

⑥八雲町のように「経営感覚を持ち」は面白い条文だと思います。民間経営とは同じにはならないと思いますが、民間経営の要素をもっと取り入れていくことが今後必要になってくるのではないかと思います。